

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 24 日現在

機関番号：32408

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2023

課題番号：19K03350

研究課題名(和文) 刑事事件の情状鑑定における多職種協働チームの将来的展望

研究課題名(英文) Future Prospects for Multidisciplinary Collaborative Teams in Psychological Appraisal of Criminal Cases

研究代表者

須藤 明 (SUTOH, Akira)

文教大学・人間科学部・教授

研究者番号：20584238

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)： 刑事被告人に対する入口支援は、心理専門職と福祉専門職が協働する機会は少なかったが、執行猶予か実刑かが争点となるようなケースでは、両者の協働・連携が求められる。そうした観点で、アメリカの公的弁護人事務所で実践されている多職種協働チーム(Interdisciplinary team)に類した態勢作りが日本でもできないか検討した。

その結果、「多職種・多機関連携と協働の視点」、「権利擁護実践の視点」、「地域福祉の視点」等を共有した上で、今後は、研究成果及び実践知の共有、協働実践事例の試行と蓄積、多職種協働チームを成り立たせるための財政基盤の確立などが取り組むべき課題であることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

犯罪に至った人の更生は、伝統的な刑事罰から改善更生のための処遇や社会復帰に重点が置かれるようになってきている。そのためには、刑事裁判の入口段階において、犯罪の要因となる本人及び社会環境の課題を的確にアセスメントする必要があり、情状鑑定と更生支援計画の意義はますます高くなったといえる。本研究では、両者の強みを活かした協働・連携の在り方を理論面・実践面の双方から模索しており、かなり先駆的な内容となっている。成人の矯正処遇においては、拘禁刑の導入によって、より処遇の個別化が進むと考えられ、そうした点でも学術的な寄与がなし得ると考えている。

研究成果の概要(英文)： There have been few opportunities for psychologists and social workers to collaborate in providing entry-level support to criminal defendants, but in cases where the issue is whether the defendant should be given a suspended sentence or a prison sentence, an assessment that takes advantage of the strengths of both professionals is required. Therefore, we examined the possibility of creating an interdisciplinary team similar to that of the Public Defender's Interdisciplinary Team in the U.S. in Japan.

As a result, it was clarified that, based on the shared perspectives of "multidisciplinary and multiorganizational cooperation and collaboration," "rights protection practice," and "community welfare," future issues to be addressed include the sharing of research results and practical knowledge, trial and accumulation of collaborative practice cases, and establishment of a financial foundation to make a multidisciplinary collaborative team viable.

研究分野：犯罪心理学

キーワード：情状鑑定 更生支援計画 多職種協働チーム

1. 研究開始当初の背景

昨今の刑事司法においては、知的障害者や高齢者の犯罪を中心として、更生のための福祉的支援が模索されている。また、裁判員裁判制度の導入後、重大事件を中心として、犯罪に至った背景要因について心理学的な分析を行う情状鑑定が求められている。一方で、それら専門家の関与は、情状鑑定は心理専門職、更生支援計画は福祉専門職といった形でそれぞれ別個に行われており、多様な心理的・社会的問題を抱える犯罪に至った人に対して、十分な貢献ができていたとは言いがたい。

したがって、犯罪に至った人に対する入口支援として、弁護士、心理専門職、福祉専門職等による多職種協働チームの可能性を探る必要性が生じていると考えた。

2. 研究の目的

本研究では、刑事裁判に至るまでの過程において、犯罪に至った人に対する心理専門職と福祉専門職の関与の在り方、さらには諸外国で実践されている多職種協働チームの可能性について、実践的・学術的両面から研究を行う。そのなかで、アメリカのパブリック・ディフェンダーズ事務所で実践されている多職種協働チームをひとつのモデルとして取り上げ、そうしたチームを成り立たせていく上での課題や方向性を明らかにする。

研究成果は、刑事司法に関わる人間行動科学の専門家の活用をより促すことにつながると考えられる。

3. 研究の方法

以下の三つを研究の柱とする。

心理専門職の情状鑑定及び福祉専門職の更生支援計画書に関する現状分析

アメリカのパブリック・ディフェンダーズ事務所を中心とした多職種協働チームの実践活動の分析

日本の刑事司法における心理専門職と福祉専門職の連携上の課題等に関する検討

4. 研究成果

(1) 2000年以降における入口支援と出口支援

刑罰は、「社会的非難を体現させるためであり、苦痛を本質とする。」(武内・本庄、2019)とされており、一般予防と特別予防の観点で応報刑が課せられるが、刑罰ポピュリズムによる厳罰化の問題は常に内包している。

2000年に入って、刑務所の過剰収容、再入所を繰り返すいわゆる「回転ドア現象 (Revolving door phenomenon)」などの問題もあって、犯罪に至った高齢者や知的障がい者を中心に更生支援の在り方が模索されるようになった。つまり、刑罰だけではなく、犯罪に至った人の心理的・社会的次元にかかわる多様な問題そのものを解決する必要がある、といった治療的法学 (Therapeutic Jurisprudence) の考え方が徐々に浸透してきたとも言えよう。また、裁判員裁判の導入によって、複雑困難な重大事例に関して情状鑑定の活用、国選事件における鑑定費用の援助制度 (弁護士会) がなされるようになり、さらには、2022年の刑法などの改正に伴う「拘禁刑」の創設により、受刑者の特性に応じた作業や指導を行うことを可能にし、社会復帰後も視野に入れた柔軟な処遇が期待できるとされている。これによって、刑事施設の「処遇調査」が、従来の施設内の処遇の適性を見極めるものから、将来の社会復帰を見据えたより広範な「心理 - 社会的なアセスメント」へ、また、「心理職、福祉職等の多職種協働アセスメント」へと変化していくと予想される。いずれにしても、刑事司法手続きにおいて、入口段階から出口段階に至る過程でのさまざまな支援システムの構築が求められている。

そうした更生支援において重要な役割を果たしているのは、福祉専門職の更生支援計画書である。更生支援計画書とは、「福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対して、その人の障害や疾病等を踏まえ、その人が同じ行為を繰り返さずに生活するために望ましいと考えられる生活環境や関係性、必要な支援内容について具体的に提案し、裁判所や検察官に提出するもの」(東京弁護士会法友全期会刑事弁護研究会、2023)である。今日においては、各弁護士会と社会福祉士会・精神保健福祉士協会との連携がなされ、さらには、刑事施設における更生支援計画書の活用 (令和5年3月28日、矯正局長通知) といった新たな展開もみられる。

一方、情状鑑定は、裁判所が量刑判断をするに当たって考慮する、犯情と一般情状について、心理学その他専門的分野の知識の提供をするものである。責任能力があることを前提としつつ、犯罪に至る過程や動機形成について、心理学を柱とした人間行動科学の知見を活用し、行為の合理性や非合理性の両面から光を当て、分析していく活動と言い換えられる。「生物 - 社会 - 心理の視点」(Engel, 1977)に基づき、面接、心理検査、行動観察を柱としたアセスメントである。ただし、鑑定人がアセスメント結果 (= 鑑定結果) を法廷の場で裁判官、裁判員等に説明し、他方、それを被告人が聞くという独特の設定がなされる点で、通常心理臨床とは大きく異なってくる。鑑定は、裁判所から鑑定命令による「正式鑑定」と弁護士からの依頼による「私的鑑定」に大別される。どちらも鑑定するという点でスタンスの違いはないが、面接構造や面接時間は異なる。特に私的鑑定では、アクリル板のある面会室になるため、実施できる心理検査は限られてくる。

更生支援計画と情状鑑定は、刑事裁判の入口段階において重要な役割を果たしてきたが、福祉

専門職と心理専門職が連携・協働する機会が乏しかったという実情がある。その大きな要因は、情状鑑定が裁判員裁判となる重大事件、また、更生支援計画は執行猶予が期待される事件をそれぞれ対象として行われてきたためである。しかしながら、更生支援計画を立案するにしても、犯罪に至る機序も含めてアセスメント抜きには成り立たないのであり、情状鑑定にしても、処遇上の意見を求められるからには、より説得力のある具体性を備えたものにしていかねばならない。したがって、今後は、執行猶予が否か微妙なケースなどを中心に、それぞれの強みを活かした協働的アセスメントや支援ができるシステムを作っていく必要がある。

心理専門職と福祉専門職のアセスメントは、実のところ、「個人と環境との関係」、「クライアントとの協働作業」、「強みへの着眼」、「全人的 (Holistic) なとらえ方」など共通の面を多々持っている。しかしながら、情状鑑定は、その目的から、本人の責め (責任非難) に帰すことができない事情を明らかにし、過度な重い量刑にならないようにするためには、被告人という「個」へ、他方、更生支援計画は、様々な社会的資源につなげるなどの環境面の調整へ、それぞれのベクトルは向かっていく。そうした両者の類似点と相違点を意識しておくことが重要である。

(2) 情状鑑定から見た刑事裁判の入口支援の課題と可能性

多職種連携に向けての情状鑑定をモデル化するにあたって、Engeström (1987) の活動理論から検討する。

エンゲストロームの活動理論 (第3世代) では、矛盾から生じた疑問を歴史あるいは経験から分析し、新しい解決方法を新たにモデル化し、それを吟味・検証してまた新たにモデルを実装し、反省を繰り返しながら実践を一般化するという拡張的学習 (expansive learning) を戦略的に行う。情状鑑定は、情状鑑定を受ける立場と依頼する立場では若干受け止め方が異なる。情状鑑定を受ける被告人の立場からすると、情状鑑定の専門性に対する疑義、刑事裁判への貢献に手ごたえがつかめない、情状鑑定を評価する基準やサインがない、情状鑑定にかけるエネルギーに比して裁判結果への貢献 (判決文での引用や量定判断への影響) についてのフィードバックが得られにくいなどが考えられる。ただし、情状鑑定を行っている過程で、被告人の中には、鑑定人との面接で初めて自分の本心が語れた、事件について落ち着いて振り返ることができた、犯行動機 (直接・間接) などについて新しい気づきがあった、客観的に自分を見つめられるようになった、素直な気持ちで裁判に臨めるようになった、などの感想を語る者も少なくない。また被告人の側にも情状鑑定を受けたことに一定の満足感が生じるのも事実である。

また、弁護人からすると、情状鑑定は犯罪の存否を確定するために絶対必要な手続ではなく、起訴から判決に至る時間が長くなり、裁判体の負担が大きい割には得る者が少ないと感じやすく、鑑定をしなくても情状判断や主張ができる、適切な専門家にアクセスできない等の理由で情状鑑定の実施をためらう弁護人も多いと思われる。最近では、いわゆる出口支援として被告人生活再建のために社会福祉士を取得し、それを裁判での情状 (一般情状) に活かそうとする弁護人もいる。その意味で、刑事司法の中で臨床心理と司法福祉の専門家がそれぞれの専門領域を担保しながら、どうすれば機能的に活動できるかを議論し、そして具体的な制度化にまで落とし込むことが可能かどうかを検討すべき段階に来ていると言えよう。刑事司法の中で情状鑑定と司法福祉が協創しながら被告人の立ち直りという共通目的を達成するには、ボトムアップ方式でなければならないとエンゲストロームの活動理論は示唆している。したがって、まずは、具体的な事例の積み重ねによって、情状鑑定の経験値を高めることが喫緊の課題である。

(3) 多職種チームにおけるソーシャルワーカーの役割と、アセスメントの特徴

ソーシャルワーカーによるアセスメントの特徴としては、ストレングス視点 (クライアントの持つ力・技術、長所、強みに焦点をあてていくこと)、クライアントとの共同作業、そしてクライアントを全人的存在として捉えていくことが挙げられる。これは、刑事弁護の多職種チームにおいて、被疑者・被告人としてのクライアントに対してアセスメントを行う際にも重要になる。また、クライアントとその家族、そして地域社会を含めた複雑な環境や、そこで生じる交互作用を捉えてアセスメントを進めていくために、ジェノグラムやエコマップといったツールを用いていく。さらに、クライアントのライフヒストリーを簡潔に示したタイムライン表を、更生支援計画の作成や、専門家としての証言におけるビジュアルエイドとして有効に活用していく。

多職種協働は、各専門職が被告人・被疑者と彼らを取り巻く環境に多面的にアプローチし、人間理解とともに現在起こっている問題の背景への理解を深め、統合的なアセスメントをしていく協働プロセスである。弁護人は、人権擁護と社会正義の実現のために、被疑者・被告人の減刑に向け法律家の視点からアセスメントを行う。一方で、クライアントのニーズ、心身の状態や障害特性、本人の生活上の希望に関しては、十分な情報を得ていないかもしれない。そのためクライアントの持つ病理や心理的特性、リスク要因を重視したアセスメントについては、精神科医や心理専門職の専門性と協力が求められる。またソーシャルワーカーは、クライアントが持つ能力やストレングスに焦点をあてて、人と環境の交互作用の中で何が起きているか、福祉専門職の立場から精査していくことになる。このように刑事弁護チーム内の多職種協働においては、それぞれの専門職が、収集した情報を分析し、統合していくアセスメントのプロセスが重要になるのである。

アメリカにおける弁護人チームは、弁護人・ソーシャルワーカー (Mitigation Specialist) ・パラリーガル スタッフ、事務アシスタント、さらには日本の多職種チームには存在しない

Investigator という調査専門家をメンバーとして構成されていた。さらにケースに応じて、精神科医、サイコロジスト、脳神経科学専門のサイコロジスト、性犯罪ケースの専門家、発達の専門家、胎児性アルコール・スペクトラム障害 (Fetal Alcohol Spectrum Disorders) の専門家など、外部の専門家を適切に活用して弁護活動を行っている。このように多職種チームによる協働を中心として、外部の専門家の協力を得ながら、刑事司法システムがクライアントに与える負の影響を最小限にすることが、法的な帰結としての減刑にとどまらず、クライアントの人生と生活に良い方法でインパクトを与えていくという、刑事弁護における Mitigation の取り組みである。

(4) 刑事政策の視点から見た多職種協働

従来の伝統的な刑事裁判では光が当たりにくかった被疑者・被告人が抱えている社会的問題についていわゆる法曹三者以外が関わる裁判として著名なものにアメリカの問題解決型裁判所がある。この問題解決型裁判所は 1989 年にフロリダ州マイアミ市で誕生したドラッグ・コートが元になっている。ドラッグ・コートは繰り返される薬物事犯の末端使用者に対して厳罰を科すだけでは根本的な生きづらさは解決しないと考えた裁判関係者たちが、審理中に回復プログラムを受講することを促し、その結果によって訴訟を打ち切るという画期的な裁判であった。この司法が介入する際に被疑者・被告人が抱える社会的問題を解決することで真の問題解決を目指すという方法が、治療的司法の概念と結びつき、しだいに薬物問題だけでなくギャンブル問題を抱える被疑者・被告人の問題解決や DV 問題を抱える被疑者・被告人の問題解決にも応用されるようになっていった。これらの裁判所は特定の犯罪ないし問題に特化した専門性の高い裁判所であるということだけでなく、犯罪行為の原因となっている根本原因の解消をすることで問題解決を図り、再犯防止にもつなぐというものであった。特に、日本の伝統的な刑事裁判では解決が困難であるとされる繰り返される知的障害を抱える人の犯罪行為や、高齢者の犯罪行為に対して、アメリカの問題解決型裁判所の取り組みが一つの示唆をもたらすのではないかと考えられる。特に日本の教育刑論の復興は、国連の最低基準規則であるマンデラ・ルールで否定されている被収容施設での強制を伴う治療プログラムの押し付けや、本人のためであるという国側の押し付けでしかない「改善更生」が強要となる可能性が高いためである。

しかし、日本の伝統的な刑事裁判からは画期的に見える問題解決型裁判所もさまざまな問題を抱えていることがある。確かに、従来の厳罰化が目指された刑事裁判よりは「治療的」であり、「福祉的」であると捉えられる裁判になっているが、同意を元にしていても間接強制が働いていることには間違いなく、さらにそれに関わる福祉や医療が刑事司法の下請けになっているという問題が残されていたからである。これらを解消するためにどのような方法を探るべきか。特に、再犯防止推進法とそれに伴う再犯防止推進計画、そして 2025 年から始まる拘禁刑の導入に向けて、司法と福祉の連携は今後どのように向かうべきかについて刑事政策的な課題は大きい。

(5) 多職種協働チームに向けての課題と提言

日本において、多職種協働チームを成立させていく上では、以下の 5 点を共有しておく必要があると考える。

非行・犯罪の背景には、個人から社会環境に至るまでの様々な要因が存在し、その重みづけも事例ごとに異なっているため、多角的・体系的な社会生活面での支援が必要である。

- 多職種・多機関連携と協働の視点 -

犯罪に至った人に対しては、相応の刑事罰がなされるのは当然としても、それが過度に（不必要に）重いものであってはならず、Well-being の視点での援助も必要である。

- 権利擁護実践の視点 -

刑事罰と更生支援という両者のバランスの中で考え、発信していくことが重要である。

- 国民理解の視点 -

非行や犯罪は個人だけの問題ではなく、社会や地域の課題として考えていく視点を持ち合わせておく必要がある。

- 地域福祉の視点 -

更生するためには、「社会的居場所」と「社会的関係性の構築」が重要になってくる。

- 官民協働の視点 -

そのうえで、多職種協働チームの実践に向けては、以下のようないくつかの課題があり、また、そうした実践に際しては、パターンリズムが根強くある伝統的司法の中で支援を受ける側の自己決定をどのように尊重し、統合していくのかといったことも、十分検討していくべきである。

研究成果及び実践知の共有

心理専門職と福祉専門職を取り上げてみても、まだまだ互いの専門性を理解しているとはいいがたい面がある。したがって、アセスメント、公判における専門家証言の在り方などについて、学際的な研究の機会を増やしていく必要がある。

協働実践事例の試行と蓄積

情状鑑定と更生支援計画に関するパイロット的实践事例を積み重ねていく必要がある。例えば、執行猶予が実刑が争点となる事例で、心理専門職が知能検査やパーソナリティ検査を部分的に担当する、福祉専門職が環境調整や社会資源の開拓を行う等が考えられる。

共通アセスメント・シートの提案

フランスでは、テロ行為関連で有罪になると、刑務官、保護観察官、心理学者、宗教関係者などが共通のアセスメント・シートを用いて、「イデオロギー」や「再犯危険性」などに関する、Multidisciplinary Report を作成するシステムをとっている。こうした取り組みは参考になると思われる。

財政的な基盤をどのように確立するか

一部の社会福祉会と弁護士会では協定を結び、報酬も定めているが、報酬額として十分とは言えない。情状鑑定も国選弁護人がついたケースでは、弁護士会からの援助によって賄われるが、かなり限定的である。アメリカ・コネチカット州のパブリック・ディフェンダーズ・サービス局の予算を見ると、行政が相当な財政的措置をしていることが分かる。こうした財政的な基盤をどのように確立していくのか、大きな課題である。

多職種協働チームの方向性

ひとつは、「アメリカのパブリック・ディフェンダー型」である。様々なパラリーガルスタッフを有する弁護士事務所が必要に応じて外部専門家（精神科医、心理学者）と連携していく方法である。もう一つは、弁護人がケースごとに必要なスタッフを取り入れたチームを編成する方法である。日本の現状を鑑みると、後者が現実的に取りうるものである。

以上

文献

- Engel, G.L. (1977) *The Need for a New Medical Model: A Challenge for Biomedicine Science*, New Series, Vol. 196, No. 4286, pp. 129-136.
- Engeström, Y. (1987). *Learning by expanding: An activity-theoretical approach to developmental research*. Helsinki: Orienta-Konsultit.
- 武内謙治・本庄武 (2019) 刑事政策、日本評論社
- 東京弁護士会法全期会刑事弁護研究会編 (2022) 新・刑事弁護マニュアル、ぎょうせい

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計36件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 須藤 明	4. 巻 No860
2. 論文標題 家庭裁判所調査官の社会調査とは何か	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 捜査研究	6. 最初と最後の頁 30 - 38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須藤 明	4. 巻 No862
2. 論文標題 教育的働きかけと試験観察	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 捜査研究	6. 最初と最後の頁 37 - 46
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須藤 明	4. 巻 No864
2. 論文標題 社会調査と心理検査	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 捜査研究	6. 最初と最後の頁 32 - 40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小長井賀興・川邊 譲・須藤 明・讃井 知	4. 巻 21号
2. 論文標題 異文化背景をもつ犯罪者の特性と犯罪化の規定因	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 更生保護学研究	6. 最初と最後の頁 3 - 15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡本吉生	4. 巻 829号
2. 論文標題 家族が家族について語ること	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 59 - 61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡本吉生	4. 巻 39 - 3
2. 論文標題 加害者の家族	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 家族療法研究	6. 最初と最後の頁 270 - 273
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 戸井宏紀	4. 巻 15号
2. 論文標題 住みやすい地域にする仕組みとしての司法精神保健福祉サービスの検討 米国における地域連携モデルを例として	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 東洋大学社会福祉研究	6. 最初と最後の頁 12 - 16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 戸井宏紀	4. 巻 第15号
2. 論文標題 再犯防止とウェルビーイング再考 リスクからつながりへ	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 福祉社会開発研究	6. 最初と最後の頁 57 - 65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須藤 明	4. 巻 814号
2. 論文標題 重大事件を起こしたA君との出会い	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 61-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須藤 明	4. 巻 106号
2. 論文標題 調査実務からみた「少年法改正案」の問題点	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 刑事弁護	6. 最初と最後の頁 53-60
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須藤明	4. 巻 85号
2. 論文標題 2021改正少年法と家庭裁判所の実務	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ふぁみりお	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須藤 明	4. 巻 68巻1月号
2. 論文標題 脳科学・神経科学の進歩と少年非行	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 指導と評価	6. 最初と最後の頁 33-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡本吉生	4. 巻 特集号
2. 論文標題 到達目標19 司法・犯罪心理学に関する心理学	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 こころの科学「公認心理師試験の問題と解説 2021」	6. 最初と最後の頁 140-145
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸山泰弘	4. 巻 59巻1号
2. 論文標題 刑事罰に頼らない薬物政策は可能か	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 罪と罰	6. 最初と最後の頁 109-117
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡本吉生	4. 巻 68
2. 論文標題 『ふたたび「ウサギとカメの話」』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 青少年問題	6. 最初と最後の頁 18-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡本吉生	4. 巻 37 - 3
2. 論文標題 アタッチメントに基づく家族療法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 家族療法研究	6. 最初と最後の頁 11-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡本吉生	4. 巻 67
2. 論文標題 青少年の恋愛とアタッチメント	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 青少年問題	6. 最初と最後の頁 42-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡本吉生	4. 巻 なし
2. 論文標題 司法・犯罪心理学	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 こころの科学、公認心理師試験の問題と解説2020	6. 最初と最後の頁 132-136
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 戸井宏紀	4. 巻 第16号
2. 論文標題 A critical analysis of transinstitutionalization: The social needs of justice-involved people with mental illness and the role of government	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 東洋大学ライフデザイン学部「ライフデザイン学研究」	6. 最初と最後の頁 197 - 211
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 戸井宏紀	4. 巻 第20号
2. 論文標題 刑事被告人への入口支援：心理職と福祉職の協働連携に向けて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 司法福祉学研究	6. 最初と最後の頁 129-133
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 戸井宏紀	4. 巻 第52巻1号
2. 論文標題 司法精神保健福祉サービスに関する地域連携モデルの課題と可能性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 精神保健福祉	6. 最初と最後の頁 35 - 35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須藤 明	4. 巻 79
2. 論文標題 ワシントン州シアトル市キング郡における少年司法の取組 - 少年の更生を司法、行政、民間が一体となって支援 -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 家庭問題情報センターふぁみりお79号	6. 最初と最後の頁 6 - 7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須藤 明	4. 巻 56 - 3
2. 論文標題 少年非行の実務と情状鑑定から見た外国人少年の現状と課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 罪と罰	6. 最初と最後の頁 6 - 18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡本吉生	4. 巻 26
2. 論文標題 日本語版成人アタッチメント尺度 A A Q の妥当性とカップル間葛藤との関連について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本女子大学人間生活学研究科紀要	6. 最初と最後の頁 227 - 234
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡本吉生	4. 巻 19
2. 論文標題 少年司法制度の成果と課題 - 立ち直り（デシタンス）研究から -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 27 - 31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸山泰弘	4. 巻 110 - 10
2. 論文標題 ドラッグ・コートの日本的展開は可能か	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 19 - 23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 戸井宏紀	4. 巻 136
2. 論文標題 アメリカにおける司法ソーシャルワークと出所者の社会復帰支援の動向	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 鉄道弘済会「社会福祉研究」	6. 最初と最後の頁 94 - 100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 戸井宏紀	4. 巻 15
2. 論文標題 パブリックディフェンダーシステムにおけるソーシャルワーク実践	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東洋大学ライフデザイン学部「ライフデザイン学研究」	6. 最初と最後の頁 167 - 181
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 戸井宏紀	4. 巻 19
2. 論文標題 書評 「刑事立法研究会[編] 「司法と福祉の連携」の展開と課題」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 司法福祉学研究	6. 最初と最後の頁 149 - 153
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須藤 明	4. 巻 24巻2号
2. 論文標題 クライアントと臨床家の交叉する視点を見つめて - 司法臨床における語りから -	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 臨床心理学	6. 最初と最後の頁 183 - 188
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡本吉生	4. 巻 848
2. 論文標題 弱虫はほんとうにダメか? - アタッチメント理論から考える	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 59 - 61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 4丸山泰弘	4. 巻 134号 (9)
2. 論文標題 誰がために「改善更生」の鐘は鳴る	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 刑政	6. 最初と最後の頁 64 - 65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸山泰弘	4. 巻 134号(5)
2. 論文標題 関係者たちの “Stand By Me”	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 刑政	6. 最初と最後の頁 78 - 79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 戸井宏紀	4. 巻 第96巻3号
2. 論文標題 刑事司法におけるソーシャルワーカー Outsiders or Insiders?	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 11 - 15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 戸井宏紀	4. 巻 第16号
2. 論文標題 タイの刑事司法と権利を基盤とした実践	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 福祉社会開発研究	6. 最初と最後の頁 85 - 94
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 戸井宏紀	4. 巻 第1号
2. 論文標題 地方再犯防止推進計画から見た地域連携の課題と可能性	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 福祉社会デザイン学研究	6. 最初と最後の頁 5 - 19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計33件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 6件）

1. 発表者名 須藤 明
2. 発表標題 情状鑑定再考～ナラティブ・アプローチからのとらえ直し～
3. 学会等名 日本司法福祉学会第22回東京大会（東京都、中野区）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 須藤明
2. 発表標題 父親殺害事件の高校生の情状鑑定事例報告
3. 学会等名 日本児童青年期精神医学会第63回学術集会（長野県、松本市）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Toi, H.
2. 発表標題 Utilizing the Sequential Intercept Model to enhance criminal justice and mental health collaboration in Japan: A social work perspective
3. 学会等名 15th Academic & Health Policy Conference on Correctional Health, USA（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 戸井宏紀
2. 発表標題 地方再犯防止推進計画から見た地域連携の課題と可能性
3. 学会等名 日本更生保護学会第11回大会自由報告（京都、京都市）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 須藤 明
2. 発表標題 特定少年と社会調査
3. 学会等名 日本司法福祉学会研究集会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 丸山泰弘
2. 発表標題 What can We Learn from Thailand?
3. 学会等名 12th Annual Conference of Asian Criminological Society
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 丸山泰弘
2. 発表標題 問題解決裁判所と減輕専門家の実践：日本への導入は可能か
3. 学会等名 日本社会病理学会第37回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 戸井宏紀 (Toi, H.)
2. 発表標題 Promoting community-based social work for justice-involved people with mental illness in Japan
3. 学会等名 5th International Conference on Practice Research (University of Melbourne, Victoria, Australia)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 戸井宏紀
2. 発表標題 住みやすい地域にする仕組みとしての司法精神保健福祉サービスの検討 -米国における地域連携モデルを例として-
3. 学会等名 社会福祉学会第15回大会シンポジウム
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 須藤明
2. 発表標題 異文化適応と非行
3. 学会等名 司法ソーシャルワーク研究会（オンライン開催）（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 須藤明
2. 発表標題 In criminal trials, not only the result but the process is important.
3. 学会等名 International Federation of Social Workers(IFSW) Online Conference（国際学会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 岡本吉生
2. 発表標題 家族療学会主催ワークショップ「アタッチメントの視点による思春期・青年期の不適応の理解と家族面接」
3. 学会等名 日本家族療学会第37回大会（東京大学）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 戸井宏紀
2. 発表標題 司法精神保健福祉サービスに関する地域連携モデルの課題と可能性
3. 学会等名 第56回日本精神保健福祉士協会全国大会/第19回日本精神保健福祉士学会学術集会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 須藤 明
2. 発表標題 The Significance of Psychological Professionals Testifying in Criminal trials in Japan
3. 学会等名 NOFSW (National Organization Of Forensic Social Work) 36th Annual Conference, Las Vegas, NV. USA. Jun12, 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 須藤 明
2. 発表標題 社会調査と要保護性判断
3. 学会等名 日本刑法学会第97回大会ワークショップ, 一橋大学, 5月26日
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 須藤 明
2. 発表標題 少年法適用年齢の引き下げを考える - 刑事裁判における鑑定の実践から -
3. 学会等名 日本犯罪心理学会第57回大会全体シンポジウム, 日本女子大学, 8月31日
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 須藤 明
2. 発表標題 情状鑑定と犯情の壁
3. 学会等名 司法ソーシャルワーク研究所設立記念研究会，立正大学，12月15日（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 岡本吉生
2. 発表標題 情状鑑定における虐待事件の背景と機関連携の可能性
3. 学会等名 日本多機関連携臨床学会，日本女子大学，11月24日
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 岡本吉生
2. 発表標題 少年法適用年齢に引き下げを考える：犯罪行動科学の視点から
3. 学会等名 日本犯罪心理学会第57回大会全体シンポジウム，日本女子大学，8月31日
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 岡本吉生
2. 発表標題 刑事被告人への入口支援情状鑑定からみた心理職と福祉職の連携
3. 学会等名 日本司法福祉学会第20回大会分科会報告，鈴鹿医療科学大学，8月25日
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 丸山泰弘
2. 発表標題 Penal Reform for Drug Users in Japan: Toward Japanese Penal Welfarism
3. 学会等名 American Society of Criminology the 75th Annual Meeting of American Society of Criminology, November15, 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 戸井宏紀
2. 発表標題 Advancing forensic social work for justice-involved people in Japan
3. 学会等名 NOFSW (National Organization Of Forensic Social Work) 36th Annual Conference, Las Vegas, NV. USA, Jun12,2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 戸井宏紀
2. 発表標題 パブリックディフェンダーシステムにおけるソーシャルワーク - 米国における取り組みから司法福祉実践を展望する -
3. 学会等名 日本司法福祉学会第20回全国大会自由研究報告, 鈴鹿医療科学大学, 8月25日
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 戸井宏紀
2. 発表標題 米国におけるソーシャルワーカーの活動について
3. 学会等名 日本司法福祉学会第20回大会分科会報告, 鈴鹿医療科学大学, 8月25日
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 戸井宏紀
2. 発表標題 刑事司法と精神保健福祉サービスの地域連携構築に向けて
3. 学会等名 日本犯罪心理学会第57回大会自由報告, 日本女子大学, 8月31日
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 戸井宏紀
2. 発表標題 社会福祉養成課程における更生保護教育の課題と展開可能性について
3. 学会等名 日本更生保護学会第8回大会自由報告, 国土館大学, 12月1日
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Akira SUTOH
2. 発表標題 Therapeutic Aspects of Psychological Evaluation in Criminal Cases
3. 学会等名 23rd Annual Conference of the ESC (European Society of Criminology), Florence, Italy, Sept. 7, 2023 (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 須藤 明、岡本吉生、丸山泰弘、戸井宏紀、吉村雅世
2. 発表標題 公募シンポジウム「アセスメントの視点で連携・協働を考える」
3. 学会等名 日本犯罪心理学会第61回大会、お茶の水女子大学、2023年9月23日
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 須藤 明
2. 発表標題 ある刑事裁判への心理職の関与について
3. 学会等名 司法ソーシャルワーク研究会（オンライン）、2023年9月17日
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 須藤 明、岡本吉生、丸山泰弘、戸井宏紀
2. 発表標題 刑事裁判の入口支援における 多職種協働の可能性
3. 学会等名 科研公開シンポジウム、立正大学品川キャンパス、2023年12月2日
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 岡本吉生
2. 発表標題 精神科医との共同鑑定の事例から
3. 学会等名 司法ソーシャルワーク研究会（オンライン）2023年7月16日
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 戸井宏紀
2. 発表標題 司法に關与した精神障害のある人の社会復帰を支える地域連携の促進・阻害要因の探求
3. 学会等名 日本司法福祉学会第23回全国大会、大阪、柏原市、2023年10月1日
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 須藤 明
2. 発表標題 要保護性のアセスメント
3. 学会等名 子どもの権利月間国際セミナー、中華民国・台湾、2023年11月17日（招待講演）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計9件

1. 著者名 丸山泰弘ほか	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 304
3. 書名 更生保護事典	

1. 著者名 河野 莊子、岡本 英生	4. 発行年 2020年
2. 出版社 北大路書房	5. 総ページ数 160
3. 書名 コンパクト司法・犯罪心理学	

1. 著者名 小山 剛、新井 誠、横大道 聡	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 450
3. 書名 日常のなかの 自由と安全	

1. 著者名 松本俊彦	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 256
3. 書名 アディクション・スタディーズ	

1. 著者名 須藤 明	4. 発行年 2019年
2. 出版社 合同出版	5. 総ページ数 184
3. 書名 少年犯罪はどのように裁かれるのか	

1. 著者名 山口 直也, 友田明美, 仲真紀子, 赤羽由紀夫, 本庄武, 山崎俊恵, 須藤明, 安西敦, 大塚正之	4. 発行年 2019年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 232
3. 書名 脳科学と少年司法 (第8章 脳科学・神経科学の進歩が少年司法臨床に与える影響, 142 - 169を執筆)	

1. 著者名 村尾 泰弘、岩本 憲武、児嶋 芳朗、松村 歌子、町田 隆司、遠藤 洋二、湯原 悦子、高橋 郁絵、酒井 茂樹、丸山 泰弘、阿部 恭子、須藤 明、武内 謙治、久能 由莉子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 220
3. 書名 家族をめぐる法・心理・福祉 (第3部3 情状鑑定, 180 - 184, 執筆)	

1. 著者名 矢島正見, 岡本吉生, 山本功, 田村正幸, 山村賢明, 松本良夫	4. 発行年 2019年
2. 出版社 青少年問題研究会	5. 総ページ数 315
3. 書名 平成の青少年問題	

1. 著者名 石塚伸一	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 322
3. 書名 新時代の犯罪学(「アメリカの犯罪学~ウエスト・コーストの犯罪学・刑事政策学教育」, 55 - 75を執筆)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	戸井 宏紀 (Toi Hiroki) (00780397)	東洋大学・福祉社会デザイン学部・准教授 (32663)	
研究分担者	岡本 吉生 (Okamoto Yoshio) (20315716)	日本女子大学・家政学部・教授 (32670)	
研究分担者	丸山 泰弘 (Maruyama Yasuhiro) (60586189)	立正大学・法学部・教授 (32687)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------